

居宅介護支援 重要事項説明書

<令和6年 4月 01日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 グリーンタウン呼吸嚙下ケアプランニング
代表者名	代表取締役 井上 登太
所在地・連絡先	(所在地) 三重県津市豊が丘1丁目26番6号 (電話) 0595-84-3527 (FAX) 0595-84-3528

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援センターみえ
所在地・連絡先	(所在地) 三重県亀山市アイリス町14-7 (電話) 0595-84-3527 (FAX) 0595-84-3528
事業所番号	居宅介護支援（鈴鹿亀山地区広域連合 第2470400439号）
管理者の氏名	掛水 秀子

(2) 事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類、業務	常勤	非常勤	合計
管理者	管理業務	1名		1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名	1名	2名
事務職員等	介護給付費請求書等の事務の業務		1名	1名

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	亀山市・鈴鹿市・伊賀市・津市
------------	----------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	平日	土曜日
営業時間	8:30～17:30 営業時間外連絡可	8:30から17:30 営業時間外連絡可

※ 営業しない日： 日曜日・祝日・12月30日～01月03日

3 サービスの内容

- 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等
 - ※ 課題分析（アセスメント）の実施
 - ※ サービス担当者会議の開催
 - ※ ケアプランの実施状況の把握・評価（モニタリング）の実施
- 要介護等認定の申請に係る援助
- 給付管理業務

4 費用

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

【料金表】

■居宅介護支援（6級地域区分 10.42円）

区分	サービス単位	サービス利用料金	備考
要介護1・2	1086/月	11,316円/月	介護支援専門員1人あたり利用者44人未満
要介護3・4・5	1411/月	14,702円/月	

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	内容
初回加算	300単位	3,126円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画書を作成する場合 要介護状態区分が二区分以上に変更された場合に居宅サービス計画書を作成する場合

※ 要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、自己負担はありません。

■減算（以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。）

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の条件に該当した場合	上記基本利用料の50%（2月以上継続の場合100%）
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2,210円

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

■解約料

料金は一切かかりません。（契約はいつでも解除することができます）

5 事業所の特徴等

(1) 運営方針

* 要介護状態にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するため、ケアプランをご利用者にお渡しし、状況把握のために少なくとも1月に1回の訪問を行います。また、要介護認定を受けたとき、要介護状態区分の変更を申請するとき、状況が大きく変化したときやサービス内容に変更があるときにはアセスメント、サービス担当者会議を開催または意見の照会を行います。

* ご利用者の心身の状況、また、置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。

* 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思および人格を尊重すると共に、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施いたします。

* 市区町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

* 従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。

* 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

* 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) ご利用者相談、苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービスに基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 森口 昭世 受付時間 8:30~17:30 連絡先 電話 0595-84-3527 面接（総合事務所2階相談室） 苦情箱 受付に設置
-----------	--

(2) その他の窓口

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号：059-369-3205
三重県国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：059-222-4165
伊賀市 健康福祉部 介護高齢福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号：0595-26-3939
津市 健康福祉部 高齢福祉課	付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号：059-229-3149

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、管理者、ご家族、主治医、医療機関等に速やかに連絡します

8 事故発生時等における対応方法

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村及び三重県、ご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	()
	住 所	〒 —
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院 (診療所) 名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

■担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 三重県津市豊が丘1丁目26番6号
事業者(法人)名 株式会社グリーンタウン呼吸嚥下ケアプランニング
事業所名 居宅介護支援センターみえ
事業所番号 鈴鹿亀山地区広域連合 第2470400439号
代表者名 代表取締役 井上 登太

説明者 氏名 _____

私は重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容同意の上、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者

氏 名

代理人 住 所
(署名・法定)

氏 名

利用者との関係 ()